

令和4年度
サポートユアビジネス事業助成金
【研究開発助成事業】

募集案内

○募集期間

令和4(2022)年4月11日(月)～5月13日(金)

○応募先及びお問合せ先

公益財団法人 栃木県産業振興センター

産業振興部 次世代産業支援グループ

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。

令和4年4月

公益財団法人 栃木県産業振興センター



中小企業者の方々による、創造的な技術や製品、地域資源の活用など
についての研究開発を支援します

募集要領

1 対象者（申請者）

高度技術産学連携地域を含む、5市4町に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者として
す。

※本要領での中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律154号)2条に規定する会社及び個人
です。なお、「みなし大企業」に該当する中小企業者も対象となります。

○ みなし大企業の定義（下記のいずれかに該当する場合）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※高度技術産学連携地域を含む5市4町とは下記のとおりです。

（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町）

※5市4町以外の中小企業者等であっても、5市4町に所在する大学等（宇都宮大学、帝京
大学理工学部、獨協医科大学等）と共同研究を実施する場合は、その内容により高度技術産
学連携地域内として取り扱う事もありますのでご相談ください。

2 対象事業（分野）

**自動車、食品、AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材及び情報通信、環境、航空宇宙、医療
福祉、バイオテクノロジー、住宅**のいずれかの分野における、創造的な技術及び製品の研究開
発、技術の高度化及び高付加価値化を図る研究開発、地域資源を活用した研究開発、ソフトウ
ェアの研究開発、その他当センター理事長が特に必要と認めたものとします。

3 助成限度額、助成率、採択予定件数

助成限度額	助成率	採択予定件数
150万円	1/2	11件程度

4 助成対象経費

- ・研究開発、試作等に必要な資金です。
- ・具体的には、調査費、設計費、試験実験費、測定費、設備費、工具・機材・備品費、原材料
費、外注費、専門家・大学等に納入する費用等です。
- ・**交付決定日(7月予定)以前**に発注や契約をされた経費は助成の対象になりません。
- ・機械装置等で汎用性があり、目的外使用の疑いが強いものについては、助成の対象になりま
せん。（例：パソコン、プリンター 等）

- ・当該研究開発及びそれに要する機器等の自社製造に係る人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料、旅費・宿泊費は、助成の対象になりません。
- ・助成金は、研究終了後に実施する検査等を経てお支払いする精算払い（後払い）です。

■対象となる経費の内容

区 分	内 容
調査費	・特許調査、文献調査等に要する経費
設計費	・試作品及び試作用機械等の設計、システム等の委託に要する経費
試験・実験費	・試験、実験及びデータの分析、解析等の委託に要する経費（機械の使用料・テスト費用）
測定費	・測定の委託に要する経費
工具・機材・備品費 （自社で試験、実験するための）	・試作用機械の購入に要する経費 ・機械装置等の製作に必要な部品、工具・器具・試作用機材・備品の購入に要する経費（ポンプ、測定器等）
原材料費	・研究開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
外注費	・研究開発に必要な原材料の再加工及びプログラム作成等を外注する経費
専門家等の技術指導に要する経費	・技術指導を受けた者への納付金等の経費
大学等に納付する費用	・大学等と共同研究を実施する場合の納付金等の経費

5 助成金交付対象事業の決定

- ・助成金交付対象者の決定は、下記の5項目について審査委員会で厳正かつ公正な審議を経て理事長が決定します。
 - （1）事業目的との整合性…2 対象事業（分野）との整合性。
 - （2）研究内容の妥当性…研究開発要素が明確となっており、研究開発要素の解決方法として適切な研究内容となっているか。
 - （3）研究実施体制の状況…研究実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。
 - （4）事業経費の妥当性…研究に要する経費の額が、研究内容と照らして妥当か。
 - （5）事業化の可能性…ユーザー・市場規模が明確になっており、事業化が期待できるか。
- ・申請者は審査委員会（6月予定）に出席し、研究の概要等についてプレゼンテーションを行っていただきます。（新型コロナウイルス感染症対策のため、変更する可能性があります）
- ・結果の「採」・「否」につきましては、申請者全員に書面で通知します。
- ・結果の理由に関するお問い合わせは、一切応じかねますのでご了承ください。

6 助成金交付対象者の義務

- ・研究開発は原則として2月末日までに終了し、実績報告書を提出してください。
- ・年度の中途において中間報告をしていただき、産業振興センターが中間検査を行います。

- ・研究開発の内容の変更、中止等申請のテーマどおりの遂行ができない場合は、理事長宛て速やかに報告してください。
- ・助成金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等の証拠書類を添えて、実績報告書を提出した年度の翌年度から5年間保存してください。
- ・本事業について、テーマの変更等で理事長が不相当と認めたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消します。
- ・採択された案件につきましては、企業名・テーマ等を公表する場合があります。
- ・助成事業終了後2年間は、その後の事業化状況等について報告してください。

応募手続

1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して提出してください。

【提出書類】

- ①交付申請書 (様式第1号)
- ②事業計画書 (様式第2号)
- ③研究開発費用予算書 (様式第3号)
- ④共同研究予定証明書 (大学等と共同研究を実施する場合)
- ⑤補助資料等 (会社案内や研究開発内容が分かる資料等)

提出書類の様式は、振興センターHPからダウンロードできます。

HPをご覧いただけない場合は下記までお問合せください。

※提出された書類等は一切返却いたしませんので、予めご了承ください。

2 応募の締切り

令和4(2022)年5月13日(金) 17:00【必着】

3 応募先及びお問合せ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 次世代産業支援グループ

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

E-mail: jisedai@tochigi-iin.or.jp

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。